

施策名 (事業名)		地域まちなか活性化・魅力創出支援事業（中心市街地活性化支援事業）
目的		魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備等を支援する。
国の窓口		経済産業省地域経済産業グループ中心市街地活性化室 北海道経済産業局経営支援課商業振興室
道の窓口 (内線番号)		経済部地域経済局中小企業課商業グループ (26-633)
事業の概要	対象団体	民間事業者
	対象事業	中心市街地の活性化に資する調査事業及び先導的・実証的的事业（施設整備事業）並びに専門人材活用支援事業
	採択要件	先導的・実証的的事业は、中心市街地活性化基本計画の認定が必要
	補助率 又は 補助額	1 調査事業：補助率 2 / 3 以内、上限額1,000万円、下限額100万円 （1）地方公共団体からの費用負担がある事業：補助率 2 / 3 以内、上限額1,000万円、下限額100万円 （2）地方公共団体からの費用負担がない事業：補助率 1 / 2 以内、上限額750万円、下限額100万円 2 先導的・実証的的事业 （1）重点支援事業：補助率 2 / 3 以内、上限額2.0億円、下限額500万円 （2）まちづくり会社が実施する事業：補助率 2 / 3 以内、上限額1.0億円、下限額500万円 （3）それ以外の事業：補助率 1 / 2 以内、上限額1.0億円、下限額500万円 3 専門人材活用支援事業 （1）地方公共団体からの費用負担がある事業：補助率 2 / 3 以内、上限額1,500万円、下限額50万円 （2）地方公共団体からの費用負担がない事業：補助率 1 / 2 以内、上限額1,000万円、下限額50万円
	対象経費	上記対象事業に要する経費
財政支援		
その他		
中心市街地活性化法との関連		
<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接関係する事業 ■ 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業 		

地域まちなか活性化・魅力創出支援事業

平成31年度予算額 5.0億円（新規）

(1) 地域経済産業グループ
中心市街地活性化室
03-3501-3754
(2) 中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済活性化のためには、中心市街地等のまちなかや、商店街の活性化を図るとともに、魅力的な生活環境や商業・サービス業等の事業・起業環境等を整備し、地域への来訪者を増加させることが重要です。
- また、中心市街地や商店街は、城下町や宿場町等として発展してきた歴史あるエリアであり、地域文化資源を活用して、観光客を呼び込み、観光・インバウンド需要を喚起し、当該エリアの活性化を図ることは、地域経済への高い波及効果が期待できます。
- このため、本事業では、魅力的な生活環境、商業・サービス業等の事業・起業環境や観光資源整備等の観点から、中心市街地・商店街を活性化するため、意欲ある地域における波及効果の高い複合商業施設等の整備や、全国商店街振興組合連合会が実施する、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業を支援します。

成果目標

- 来街者数の増加や売上の増加等を通じて、中心市街地の活性化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

(1)①、②補助
(2/3,1/2以内)

認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等

(2) 補助(6/10以内)

全国商店街振興組合連合会

国

事業イメージ

(1) 中心市街地活性化支援事業

中心市街地における商業・サービス業等の事業・起業環境等の整備や地域文化資源と連携した空間創出を図ります。また、その事例を広く全国に展開します。

- ① 中心市街地活性化法に基づく、まちの賑わいを創出するための中核となる、地域への波及効果の高い複合商業施設や、まちづくり会社等による空き店舗対策・起業支援等と一体的に取り組まれる施設の整備等、中心市街地の活性化・魅力創出に資する先導的な民間プロジェクトを支援します。
- ② プロジェクト推進等に資するまちづくりに関して専門的な知識を有する人材の活用や地域の個性や生活者のニーズを把握した事業計画の策定等のための調査、まちづくり会社等が行う顧客の増加・経営の効率化のための取組を支援します。



(2) 全国商店街振興組合連合会支援事業

全国商店街振興組合連合会が実施する、経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育、情報の提供に関する事業に要する経費を補助します。

施策名 (事業名)		商店街活性化・観光消費創出事業
目的		商店街を活性化させ、魅力を創出するため、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街等の取組を支援する。
国の窓口		中小企業庁商業課 北海道経済産業局経営支援課商業振興室
道の窓口 (内線番号)		経済部地域経済局中小企業課商業グループ (26-633)
事業の概要	対象団体	商店街等組織
	対象事業	1 消費創出事業 インバウンド・観光需要を取り込むために必要な商店街の環境整備、又はイベント等の取組を支援。 2 専門家派遣事業 消費創出事業を実施する商店街等に対する専門家の派遣を支援。
	採択要件	
	補助率 又は 補助額	1 消費創出事業 補助率2/3以内 2 専門家派遣事業 補助率10/10定額（上限額200万円） * 1と2の合計で、上限額2億円、下限額200万円
	対象経費	上記対象事業に要する経費
	財政支援	
	その他	
中心市街地活性化法との関連 <input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

商店街活性化・観光消費創出事業

平成31年度予算額 50.0億円（新規）

中小企業庁 商業課
03-3501-1929

事業の内容

事業目的・概要

- 商店街は多種多様な店舗が集積していることから、消費者に対して面的に魅力を働かせることが可能です。一方で、地域の需要や消費者ニーズの変化といった構造的な課題に直面するなど、商店街をとりまく経営環境等は厳しさを増しており、地域と連携した対応の必要性が増加しております。
- このような状況の中で、商店街を活性化させ、魅力を創出するためには、近年大きな伸びを示しているインバウンドや観光等によって、地域外や日常の需要以外から新たな需要を取り込み、地域の来訪者の増加を促すことで、消費の喚起につなげるのが重要です。
- このため、本事業では、地域と連携して魅力的な商業・サービス業の環境整備等を行い、インバウンドや観光といった新たな需要を効果的に取り込む商店街の取組を支援します。

成果目標

- 事業全体として、実際に事業を実施した箇所における売上の合計の変動が、他の類似の事業者の変動と比較して、良好に推移することを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

- (1) 補助（2/3以内）
- (2) 補助（2/3以内）
- (3) 補助（10/10定額）

商店街組織、
商店街組織と民間事業者の連携体

※補助金上限額と下限額は、(1)～(3)の合計額で
補助金上限額2億円、下限額200万円。

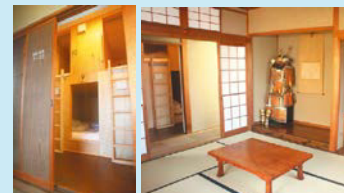
事業イメージ

(1) インバウンド・観光需要を取り込む環境整備に必要な取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する免税対応施設やWi-Fi設備、ゲストハウスの整備、店舗の多言語対応化といった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の環境整備について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。



免税対応設備を備えた施設



ゲストハウスの整備



店舗前の多言語サイン

(2) インバウンド・観光需要を取り込むイベント等の取組

地域と連携し、専門家の指導を受けて実施する地元グルメや食材の活用、茶道や料理等の日本文化の体験、世界遺産や産業観光と連携したイベントといった、インバウンドや観光等の新たな需要を効果的に取り込むために必要な商店街の取組について、消費の喚起につながる実効性のある取組を支援します。



地元食材を活用した取組



文化の体験イベント



観光資源等と連携した取組

(3) 専門家派遣事業

商店街が直面する消費ニーズの変化などの構造的な課題に対応し、商店街の魅力を向上させ、より実効性の高い取組となるよう、取組を実施する商店街に対する専門家の派遣を支援します。

施策名 (事業名)		中小企業総合振興資金 ライフステージ対応資金 ステップアップ貸付 政策サポート(商業)
目的		商店街活性化事業など地域商業の活性化に資する事業に取り組む中小企業者等に対し、事業の推進及び実施に必要な事業資金の融資の円滑化を図ることにより、企業の事業活動の発展に資する。
国の窓口		なし
道の窓口 (内線番号)		経済部地域経済局中小企業課金融グループ(26-364)
事業の概要	対象団体	中小企業者及び中小企業等協同組合等
	対象事業	(1)中心市街地活性化法又は地域商店街活性化法により認定を受けた計画に基づく事業 (2)市町村が認める中心市街地の区域内に新規出店等により商業等を推進する事業 (3)最近5カ年度以内に道の商業関連補助事業の支援を受けた事業
	採択要件	○道内に事業所を有する中小企業者等であるもの ○許認可等を要する事業にあつては、その許認可を受けているもの ○北海道信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいるもの
	補助率 又は 補助額	【融資金額】1億円以内 【融資期間】10年以内(うち据置1年以内) 【融資利率】[固定金利] [変動金利] 3年以内 年1.1% 年1.1% 5年以内 年1.3% (融資期間が3年を超える 7年以内 年1.5% 取扱いの場合に限る) 10年以内 年1.7%
	対象経費	【資金使途】事業資金(運転資金及び設備資金)
	財政支援	なし
	その他	金融機関による審査(保証を付す場合は北海道信用保証協会の審査)を経た上で、道の定める融資条件により資金の貸付けを行う。
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業 (優遇措置を受けられる項目 : <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

施策名 (事業名)		高度化資金貸付事業費
目的		中小企業の振興を図るため、中小企業の連携、事業の共同化、中小企業の活性化等に必要な資金の一部を貸し付けす
国の窓口		独立行政法人中小企業基盤整備機構高度化事業企画課 (03-5470-1528)
道の窓口 (内線番号)		経済部地域経済局中小企業課近代化資金グループ (26-378)
事業の概要	対象団体	事業協同組合、協業組合等及び組合員等である特定中小企業者並びに第三セクター等(特定会社、一般社団法人、商工会等、市町村)
	対象事業	中小企業者が設立した協同組合等が事業の共同化、工場・店舗等の集団化、商店街の近代化、その他中小企業の振興を図るために必要な土地、建物、構造物、設備を整備する事業(中小企業高度化事業) 経営革新計画承認グループ事業、異分野連携新事業分野開拓計画認定グループ事業、下請振興事業計画承認グループ事業、総合効率化計画認定グループ事業、施設集約化事業、共同施設事業、設備リース事業、企業合同事業、集団化事業、集積区域整備事業、地域産業創造基盤整備事業、商店街整備等支援事業
	採択要件	貸付を受けようとする前々年度の12月28日までに、中小企業高度化事業の事業実施計画書を知事に提出し、診断助言を受ける必要がある。 貸付に当たっては物的担保、連帯保証人等を必要とする
	補助率 又は 補助額	貸付対象施設の取得に要する経費の原則80%以内について、年0.45%(令和元年5月現在)又は無利子(法認定を受けた場合等)で、償還期間20年以内(据置期間3年以内)で貸し付ける
	対象経費	中小企業高度化事業のための土地、建物等を取得し、造成し又は整備するために必要な資金
	財政支援	
その他	HPアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.htm	
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業(優遇措置を受けられる項目： <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		